

(平成24年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から同年12月まで
② 平成6年3月

私は、20歳になってすぐには国民年金に加入していなかったが、平成6年2月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、3年8月から6年3月までの国民年金保険料を金融機関で一括して納付したが、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②は1か月と短期間であるとともに、オンライン記録によると、申立人は、平成4年1月以降の国民年金加入期間において、申立期間②を除き国民年金保険料の未納期間はないことが確認できる。

また、申立期間②について、申立人は、平成6年2月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、同年3月までの国民年金保険料を金融機関で一括して納付したとしているところ、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、前後の被保険者の記録から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年2月頃に行われたものと推認され、申立内容と符合する。

さらに、申立人は、平成6年2月23日に発行された国庫金納付書・領収証書（4年1月から同年3月まで、同年7月、同年8月、同年12月及び5年2月の分）及び平成5年度国民年金保険料納入通知書兼領収証書（平成5年4月、同年7月、同年10月及び6年2月の分）を所持していることから、申立期間②となる6年3月の同納入通知書兼領収証書も同時に発行されていたものと推認されることから、上記それぞれの領収証書によると、同年2月23日付け金融機関の出納印が確認できることから、申立期間②の保険料についても一緒に納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、国民年金に加入後、当該期間の国民年金保険料も一緒に納付したと主張しているところ、上記加入手続時点では、

当該期間は既に時効による納期限が経過していることから、申立人は、当該期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月から51年3月まで

私は学生時代に、母から「あなたが20歳になったので、国民年金に加入して、国民年金保険料も毎月納めている。」と言われたことを記憶している。申立期間の国民年金については、母が昭和47年*月頃に加入手続をし、保険料を納付してくれていたのに、申立期間の納付記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年*月頃、申立人の母親が、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、A県B市を管轄するC年金事務所が保管する国民年金受付処理簿により、昭和47年4月12日から同年10月9日までに払い出された国民年金手帳記号番号1,600人分について、氏名訂正されたものも含め視認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から平成元年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から平成元年10月まで

私は、昭和52年*月に帰化により日本国籍を取得し、その後、早々に母親がA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと記憶している。

昭和61年過ぎからは顧問税理士に確定申告書の作成を依頼していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年*月に日本国籍を取得後早々に、申立人の母親がA市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年3月に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点では、申立期間の一部の国民年金保険料は、既に時効により納付することができず、申立期間のうち昭和60年1月から61年3月までの保険料は過年度納付することが可能であったものの、オンライン記録において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらず、申立人からも当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立期間のうち同年4月から平成元年10月までの保険料は現年度納付することが可能であったものの、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の保険料を納付したとする記録は見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を帰化前の呼称及び複数の読み方で検索したが、申立人に対して上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 3173

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、20歳になった時には大学生で、その時は国民年金の加入手続もせず、未納のままにしていた。

所持している年金手帳は、平成11年4月12日に再交付されており、この頃に国民年金の加入手続を行い、遡って国民年金保険料を納付し始めた。

A市役所で、未納となっていた国民年金保険料を最後に納付した際、「これで未納分は全部納めましたよね。」と確認した記憶がはっきりとあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳の再交付を受けた平成11年4月以降において、申立期間の国民年金保険料を遡及して納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、申立期間直後の平成10年4月から11年3月までの国民年金保険料を、同年4月14日に一括して現年度納付していることがオンライン記録により確認できるものの、申立期間の保険料について過年度納付した形跡は見当たらない。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、当該期間の国庫金納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により、納付記録として入力されることから、記録管理の信頼性は高いものと考えられ、申立期間の納付記録が漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から9年3月までの期間及び同年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から9年3月まで
② 平成9年8月から10年3月まで

申立期間①については、平成6年4月頃に妻が私の国民年金の加入手続及び免除申請手続を、申立期間②については、9年8月頃に妻が夫婦二人分の免除申請手続を、いずれも恐らくA市役所で行い、妻の当該期間の記録は免除承認期間であるにもかかわらず、私の記録は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①については、平成6年4月頃に申立人の妻が申立人に係る国民年金の加入手続及び免除申請手続を、申立期間②については、9年8月頃に申立人の妻が夫婦二人分の免除申請手続を、いずれも恐らくA市役所で行ったと主張している。

しかしながら、申立人は、平成10年7月に基礎年金番号が付番されたことがオンライン記録により確認でき、この頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、6年4月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合しない上、当該加入手続時点では、申立期間①及び②の国民年金保険料は、当時の取扱いにより免除対象とならないことから、申立人の妻が当該期間に係る免除申請手続を行えたとは考え難い。

また、A市は、「申立人は、平成10年度の『国保加入・年金未加入である者への加入勧奨』において届出をしなかった者に対して行った職権適用の対象者である事蹟^{せき}が残っている。職権適用により、年金手帳及び同年度の納付書が申立人に送られ、同年度の免除申請書を初めて提出したものと考えられる。」としている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して、申立期間①当時に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名を複数の読み方で検索したが、申立期間②当時に上記とは別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料（免除承認通知書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から61年3月までの期間及び同年12月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から61年3月まで
② 昭和61年12月から62年3月まで

私は、離職した昭和60年2月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は次の就職先が決まった61年4月頃、申立期間②の保険料は62年4月頃、それぞれ同支所の窓口で一括して納付した。年金手帳を見ると、国民年金の加入日が60年2月1日となっているのに、一括して納付した申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年2月頃、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料は61年4月頃、申立期間②の保険料は62年4月頃、それぞれ同支所の窓口で一括して納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、これまでに受け取った年金手帳は1冊であったと供述しているところ、申立人が唯一所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の加入状況及び申立人に係るA市国民年金被保険者名簿の記載内容等から、平成元年7月頃に申立人に係る国民年金の加入手続により払い出されたものと推認され、昭和60年2月頃に加入手続を行ったとする申立内容とは符合せず、上記加入手続時点では、申立期間①及び②は既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に係るA市国民年金被保険者名簿及び申立人が住所を異動した先のC市の国民年金マスターチェックリストのいずれにおいても、申立期間①及び②の国民年金保険料は未納であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおいて、D県内で申立人の氏名を検索したが、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。